

被害者参加事件のご報告

犯罪被害者支援弁護士フォーラム会員
弁護士 中村 竜一

私が先日担当した被害者参加事件についてご報告いたします。

まず、事件の概要ですが、バイクに乗った被害者(20歳)が、加害者の運転する自動車と交差点の出会い頭に衝突してはね飛ばされ、高次脳機能障害、左半身麻痺の後遺障害が残ったという事案です。加害者は、自賠責切れ、車検切れで運転しており、その点も自動車運転過失致傷罪と合わせて起訴されました。起訴の後に依頼を受け、岡村先生、高橋先生、大澤先生と一緒に事件を担当することになりました。

参加したのは、被害者本人、両親、兄、姉、妹でした。この事件のポイントは、①被害者とその家族が、被告人の事故直後からの不誠実な対応ぶりに強く怒っていたこと、②被害者が後遺症の影響で事故当時の記憶を失っていて、加害者・被害者の運転スピードがいずれもはっきりしていなかったことです。

まず、被告人の不誠実な対応ぶりについては、母親による被告人質問、姉による被害者論告(被害者参加制度で新設された制度です)、母親による意見陳述(従来から認められていた制度)によって、法廷で浮き彫りにしました。

母親は、被告人質問では、「なぜこちらを気遣う連絡をくれないのか」「息子(被害者)のことを考えてくれたことはあるのか」といったことを質問しました。しかし、驚くべきことに、被告人は、自分の方こそが被害者なのだからと、何を聞いても「答えたくない」と繰り返すばかりでした。このような対応は、被告人の弁護人の入れ知恵であったと思われます。実は、母親は、事前練習のときには、質問がしどろもどろで、本当に大丈夫だろうかとこちらが心配になるくらいの状態でしたが、被告人質問の当日になるととても堂々と、訴えかけるように質問をしていました。被告人が答えを拒否しても、冷静に質問を続けていました。いざとなったときの「母親の強さ」を実感する一幕でした。

姉による被害者論告と母親による意見陳述は、本人に原案を書いてもらいました。2人の書く原稿は迫力に満ちたものでしたから、弁護士による修正は最小限にと

どめました。

母親は、意見陳述で、「自分の息子にも不注意があったし」、「お互いに思いやりを持って接して欲しかった」と訴え、それは被告人との態度の差がはっきりと出た場面でした。

車のスピードについては、私たち被害者参加弁護士から、検察官に対して、科捜研で詳しく速度計算をしてほしいと求めました。検察官は、これに応じて再捜査してくれましたが、結局、現場に残った痕が乏しすぎて計算ができないということでした。結果的には計算ができなかったということでしたが、できるだけ被害者の意向を尊重しようと再捜査をしてくださったことは、被害者の納得という意味では非常に重要なことでした。対応してくれた検察官には感謝の意を表したいと思います。

検察官からの計算困難との回答を受け、被害者参加弁護士としては、独自に交通事故の鑑定に依頼したり、自分たちで現場で再現実験をしたりすることによって、事故当時に被告人が高速度で走っており、被害者が徐行していた状況を主張しました。

判決では、通常の「量刑相場」よりも重いと思われる実刑判決が下りました。「被害者に対する一片の思いやりも感じられない」という判決の言い回しにあるように、おそらく、法廷でも露見した被告人の不誠実な対応が実刑を導く大きな理由の一つとなったのだと思います。

この裁判で印象に残ったのは、被害者とその家族が本当に一丸となって取り組んでいたことです。特に中心となって参加した母親は、被告人質問と判決言渡し後の2度にわたり、「被告人のあのような態度は許せなけれど、言いたいことが言えて、本当にすっきりしました。ありがとうございます。」と述べ、この制度を作ってくれたことに何度も感謝してくれました。

ちなみに、本件は、被告人の不誠実な対応が際立つ事件でしたが、被害者側がそれに対して取り乱すとか法廷を混乱させるとかいうことは一度もなく、本当に冷静に対応していました。